

瀬戸内市手話言語条例に規定する施策を推進するための方針

平成30年9月11日

瀬戸内市手話言語条例（平成30年瀬戸内市条例第8号）第6条の規定に基づき、瀬戸内市における手話に対する市民の理解を広げ、手話の普及及び手話を使いやすい環境構築のための施策の推進方針を次のとおり定める。

1 施策の指針

地域社会に手話を普及し、ろう者に対する理解を広げることで、ろう者とろう者以外の者が共生できるまちづくりを実現するため、ろう者、意思疎通支援者その他関係者との連携を図り、具体的な方策を定めるとともに、これを推進することを目的とする。

2 具体的な推進方策

(1) 手話の意義及び基本理念に対する市民の理解の促進に関する事項

ア 手話が言語として認知され、市民や事業者の手話への理解が深まるよう、市広報紙やリーフレット等により啓発を行う。

イ 市民が手話に親しむことができるように、手話講座等を開催していく。

ウ 就学前教育保育施設や小中学校等にろう者及び手話通訳者等を講師として派遣し、手話の大切さを理解する機会を提供していく。

エ 事業者が行う手話に関する取組みに対し、支援していく。

(2) ろう者が地域社会において情報の取得及び手話の利用をしやすい環境の整備に関する事項

ア 市の行事等において、必要に応じ手話通訳を配するなど、合理的配慮を行う。

イ 市職員に対する手話講座を継続的に開催していく。

ウ 事業者が行う手話に関する取組みに対し、支援していく。

(3) 手話による意思疎通支援に関する事項

ア ろう者との交流活動の促進、広報活動の支援者として活躍が期待される手話奉仕員を養成していくため、手話奉仕員養成講座を継続的に開催する。

イ 手話による意思疎通支援者である手話通訳者等の派遣事業については、継続的に実施する。

ウ 手話通訳者の育成を支援していく。

(4) 市長が必要と認める事項

前3号に掲げるもののほか、市長は、手話を普及するために必要な施策を講じるものとする。

3 その他

(1) この方針は、各施策の実施状況を検証し、必要に応じて見直すものとする。